

横浜市障害者プラン (第2期改定版) 資料編

目次

- | | | |
|---|-------------------------------------|--------------|
| 1 | 基礎統計資料 | ・・・・・・・・ 113 |
| 2 | 横浜市障害福祉計画（第3期）の策定にかかる
市民意見募集実施結果 | ・・・・・・・・ 116 |

1 基礎統計資料

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	20年度	2,133	1,834	554	534	857	364	6,276
	21年度	2,087	1,864	512	537	871	356	6,227
	22年度	2,063	1,850	503	543	888	330	6,177
聴覚・平衡 機能障害	20年度	347	2,251	985	1,504	20	2,475	7,582
	21年度	333	2,234	980	1,544	23	2,516	7,630
	22年度	324	2,213	958	1,656	23	2,590	7,764
音声・言語・そしゃ く機能障害	20年度	23	48	489	326	-	-	886
	21年度	20	52	483	330	-	-	885
	22年度	20	49	466	350	-	-	885
肢体不自由	20年度	10,367	12,096	8,956	12,490	3,392	1,845	49,146
	21年度	10,213	11,916	9,150	12,910	3,377	1,842	49,408
	22年度	9,958	11,628	9,383	13,482	3,330	1,866	49,647
内部障害	20年度	18,144	310	2,363	4,900	-	-	25,717
	21年度	18,605	317	2,340	4,910	-	-	26,172
	22年度	19,478	331	2,299	5,024	-	-	27,132
計	20年度	31,014	16,539	13,347	19,754	4,269	4,684	89,607
	21年度	31,258	16,383	13,465	20,231	4,271	4,714	90,322
	22年度	31,843	16,071	13,609	21,055	4,241	4,786	91,605

(2) 療育手帳（愛の手帳）所持者数の推移

(単位：人)

	最重度	重度	中度	軽度	計
20年度	4,062	4,151	4,487	5,974	18,674
21年度	4,211	4,258	4,669	6,613	19,751
22年度	4,351	4,383	4,829	7,244	20,807

(3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
20年度	2,206	9,341	5,757	17,304
21年度	2,355	10,309	6,488	19,152
22年度	2,499	11,368	7,045	20,912

(4) 精神障害者把握数^{※1}の推移

(単位：人)

	統合失調症	そううつ病	非定型精神病	てんかん	知的障害	中毒性精神障害			脳器質性精神障害	老年期精神障害		神経症	心因反応	その他	計
						アルコール	覚せい剤	その他		認知症	その他				
20年度	19,286	21,076	574	3,177	752	3,039	580	399	831	3,526	632	3,607	2,429	8,345	68,253
21年度	19,802	23,423	496	3,274	793	3,170	609	458	1,065	3,540	635	3,832	2,361	9,615	73,073

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G4	計	
	精神障害を含む器質性	障害による精神作用及び物質使用に	性調性障害	統合失調症、統合失	気分（感情）障害	体レス表現性障害及び身	動症候群	的生理的要因に及ばし	の成人の人格及び行動	滞知的障害（精神遅	心理的発達の障害	動及小児（児童）期及び青年期に通常発症する行	害挿間性及び発作性障
22年度 ^{※2}	4,315	3,760	19,866	25,404	5,559	767	1,608	582	663	397	3,116	66,037	

※1 本市に自立支援医療申請、入退院届、精神障害者福祉手帳の申請・届出をした者等
内訳は申請・届出をした者の主たる症状・病名を記載

※2 平成22年度統計から国際疾病分類ICD10を採用

(5) 福祉保健センター及びこころの健康相談センターによる相談件数

身体障害者・知的障害者・精神障害者等に対する相談を行います。

(単位：件)

	福祉保健センター			こころの健康相談センター			
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	電話相談	面接相談	特定相談※	夜間・休日こころの電話相談
20年度	34,881	6,402	6,734	330	71	37	7,154
21年度	41,116	7,913	2,320	608	125	40	7,696
22年度	43,812	7,737	1,710	735	187	45	7,134

※ 福祉保健センター対象者は18～64歳

※ 専門医等による面接相談

(6) 集団援助活動

(単位：回)

回復途上にある精神障害者を対象とした生活教室や、精神障害者やアルコール依存症等の家族を対象とした教室を実施します。

	生活教室	精神障害者 家族教室	アルコール 家族教室
20年度	789	41	175
21年度	818	40	143
22年度	768	58	145

(7) 団体等支援

(単位：回)

精神障害者の家族会、地域作業所及びグループホーム設置運営団体、断酒会等の支援を行います。

	精神障害者 家族会	作業所・GH設 置運営団体等	断酒会等
20年度	202	415	28
21年度	158	291	55
22年度	77	230	71

(8) ケースカンファレンス・関係機関連絡会等

(単位：回、件)

地域における精神障害者への援助方針を検討するため、ケースカンファレンスを行いました。また、地域における機関の連携を図るため連絡会を実施します。

	ケースカンファ レンス回数	関係機関連絡 会件数
20年度	432	294
21年度	547	373
22年度	598	280

(9) 講演会等（区福祉保健センター実施分）

精神保健福祉に関する理解を深めることを目的として、講演会を実施します。

	回数
20年度	101
21年度	69
22年度	70

(10) こころの健康相談センターによる技術支援、教育研修等

福祉保健センター等の関係職員を対象に、複雑困難ケースの相談への助言や研修を実施しました。また、他機関からの依頼により職員を派遣しました。

(単位：回、件)

	福祉保健センターへの支援	その他の機関への支援	センター主催研修	他機関主催研修(講師派遣)
20年度	71	48	32	19
21年度	46	43	35	14
22年度	186	54	29	18

(11) 精神科救急一夜間・休日二次救急件数

夜間・休日・深夜帯において、精神疾患の急激な発症により、早急に精神科医療を必要とする方に、医療機関を紹介します。

	相談数	病院紹介件数
20年度	3,650	244
21年度	3,415	203
22年度	3,224	219

(12) 精神科救急—三次救急件数

三次救急をはじめ、精神保健福祉法に基づく通報申請届出に対して、必要に応じて診察等を行います。

	通報等件数	診察件数
20年度	512	279
21年度	581	288
22年度	514	264

(三次救急のうち、夜間・休日・深夜帯の件数)

平成14年度から、夜間22時までであった体制を深夜帯についても時間延長し、24時間体制で行っています。

	通報件数		診察件数	
		深夜帯		深夜帯
20年度	217	84	209	78
21年度	260	123	210	93
22年度	260	112	188	102

深夜帯の件数は、内数

初期救急：早急に外来診療を必要とする方に、医療機関を紹介。
 二次救急：早急に入院医療を必要とする方に、医療機関を紹介。
 三次救急：精神保健福祉法第24条に基づく警察官通報に対応し、必要に応じて診察や入院措置を行うもの。

横浜市障害福祉計画（第3期）の策定にかかる市民意見募集実施結果

1 計画素案に対する市民意見募集の状況

- (1) 意見募集期間
平成24年1月5日（木）から1月25日（水）まで
- (2) 意見募集の方法
市ホームページへの掲載、区窓口等での配布（広報よこはまで周知）
- (3) 障害者団体への個別説明
計画素案に対する市民意見募集の実施について、団体へ事前に説明を実施
 - ・横浜市身体障害者団体連合会
 - ・横浜市心身障害児者を守る会連盟
 - ・横浜市精神障害者家族会連合会 等
- (4) 意見の提出方法
電子メール、ファクシミリ等
- (5) 提出された意見の概要
 - ア 意見提出数
17人・団体（個人：14人、団体：3団体）
 - イ 意見件数
64件
 - ウ 意見の内訳

NO	区分	件数
1	表現・表記に関わること	23
2	障害者施設の整備・運営に関わること	21
3	相談支援に関わること	15
4	その他（障害者プランの考え方に関わることなど）	5

エ 主な意見

別紙「市民意見募集で寄せられたご意見の概要とそれに対する横浜市の対応や考え方」を参照

市民意見募集で寄せられたご意見の概要とそれに対する横浜市の対応や考え方

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
1	1月9日	特別支援学校等を卒業した障害のある人が、安心して過ごせる活動場所を作ってほしい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。
2	1月12日	ホームページ上の「第3期」の表記を全角にしたほうがよい。	表現を訂正します。
3	1月12日	福祉施設入所者の地域生活への移行についてはいいことだと思うが、目標を定め、無理に自立を促すことには問題があるのではないか。地域生活に適應できるかどうかの基準を定め、それを公表することで、地域の理解も得られやすいのではないか。	施設入所者等の地域生活移行は、本人の意向等を十分に踏まえて進めるべきものであり、同時に一人ひとりに合わせた地域の支援体制づくりが不可欠であると考えています。また、疾病や障害についての市民の皆さんの理解を深めるために、継続的に普及・啓発の取り組んでいきます。
4	1月12日	障害者施設の建設について、行政としての関与を深めていただきたい。用地のあっせんだけでなく市有地の積極的な貸与等も進めていただきたい。資金援助だけでなく支援も積極的に行っていただきたい。	障害者施設の整備については、限られた財源の中で最大限の効果が上げられるよう進めます。今後とも、個別の具体的な事情に応じて、適切な対応を検討します。
5	1月12日	1 ページ (3) 特色 「障害児プラン（第2期）」 の後に終わりの鍵カッコが抜けています	表現を訂正します。
6	1月12日	< 表記が整っていない > 障害福祉計画 2 ページ (1) [数値目標] 行の頭「平成26」と「一方」がずれてしまっています。	表現を訂正します。
7	1月12日	障害福祉計画 2 ページ < 表記が統一されていない > 1 段落目では「10月 1 日」と、一文字の数字は全角になっているのに、2 段落目では、「5か所」、「約2%」と半角になっているのでそろえた方がいいと思います。また、「開設された事」は「開設されたこと」の方がいいと思います。	表現を訂正します。
8	1月12日	障害福祉計画 2 ページ < 表記が統一されていない > 下部の表の数値の数字配置がずれてしまっています。 人ならば「●●人」、施設なら「●●か所」など単位を入れたほうがわかりやすい	表現を訂正します。
9	1月12日	障害福祉計画 3 ページ < 表記が統一されていない > 【考え方】 上にも同様の指摘をしていますが、「2%」と半角。 【これまでの取組状況】 上にも同様の指摘をしていますが、「第1期」と半角。	表現を訂正します。
10	1月12日	障害福祉計画 5 ページ < 表記が整っていない > [数値目標] ウの 2 行目だけ行頭がずれています。	表現を訂正します。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
11	1月12日	<p>障害福祉計画 4 ページ <文章の意味が不明瞭> <表記が統一されていない> 【考え方】 上にも同様の指摘をしています、「約2倍」と半角になっています。 4 段落目「1 年未満入院者の平均退院率と5 年以上かつ6 5 歳以上の退院者数を設定の考え方を示しています。」 意味が通じにくいと思います。特に最後の「退院者数を設定の考え方を示しています。」が何を言いたいのかわかりにくいと思います。「設定する考え方を示しています。」の方が意味が通じると思います。 また、ここだけ「6 5 歳」と全角になっています。 【これまでの取組状況】 ここだけ、「平成1 9 年度」「平成2 3 年度」と全角になっています。</p>	表現を訂正します。
12	1月12日	<p>障害福祉計画 6 ページ <表記が整っていない> <表記が統一されていない> 【目標値（イ）】の2 つ目「(5.9%)」の前が空きすぎています。 【考え方】上にも同様の指摘をしていますが、他の部分では2 文字以上の数字は半角にしているようですが、ここではすべて全角になっているようです。統一した方がいいと思います。また(ウ)(ア)では「目指す」と漢字になっているようですが、「めざす」と平仮名になっているところが多いようです。どっちでもいいと思いますが統一した方がいいと思います。</p>	表現を訂正します。
13	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ 就労継続支援（A型）と（B型）の説明がない</p>	<就労継続支援>をはじめとする各サービスについて概要説明箇所を追記します。
14	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ <表記が統一されていない> なぜここだけ「顕著となっております」「難しい状況となっております」と丁寧なのかわかりません。</p>	表現を訂正します。
15	1月12日	<p>障害福祉計画 7 ページ <表記が統一されていない> なぜここだけ「取り組んでまいります」と丁寧なのかわかりません。</p>	表現を訂正します。
16	1月12日	<p>障害福祉計画 15 ページ 1 6 ページ 【地域移行支援】事業及び【地域定着支援】事業は、平成22年度から利用者があるのになぜ給付実績がゼロなのか</p>	表現を訂正します。
17	1月12日	<p>障害福祉計画 15 ページ 1 6 ページ 【地域移行支援】事業の「〇H22年度の～」から始まる文章は16ページの【地域定着支援】事業にもかかっているはずなのに、今の書き方だと「地域移行支援」事業の注にしか見えない。</p>	表現を訂正します。
18	1月12日	<p>障害福祉計画 18 ページ <表記が統一されていない> 【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】 1 段落目と2 段落目の文字間隔が違うので違和感を覚えます。</p>	表現を訂正します。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
19	1月12日	障害福祉計画 20ページ <表記が統一されていない> 【地域自立支援協議会】の説明だけ太字になっているのは意味があるのでしょうか？	指摘された個所の修正を行います。
20	1月12日	障害福祉計画 21ページ <表記が統一されていない> イ 地域活動支援センターの説明文章だけ文字が小さくなっています。	指摘された個所の修正を行います。
21	1月12日	障害福祉計画 21ページ <表記が統一されていない> 全体で何十箇所もあるのですが、「見込み量」と「見込量」と表現がばらばらになっています。	表記を「見込量」に揃えます。
22	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 「横浜市障害福祉計画は盛り込まれている為」 「横浜市障害福祉計画は盛り込まれているため」	-
23	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 「問い合わせ先」とありますが 「問合せ先」が正しいと思います。	-
24	1月12日	市民意見募集用紙 <表記が統一されていない> 全角で「第3期」の方がいいと思う	-
25	1月12日	法令による漢字使用に則ったほうが良い	-
26	1月13日	日中一時支援について：現在、活動ホームなどで一時ケアの制度について、希望した日時に確実に利用できる一時支援の提供をお願いしたい。	障害者地域活動ホームの一時ケアの利用枠の効率的、効果的な運用について、運営法人と引き続き協議します。
		各特別支援学校ではまっこふれあいスクールのような活動をすることはできないでしょうか？	子どもたちが通い慣れている学校施設を利用して、遊びを通じて児童・生徒の健全育成を図るとともに、保護者の心身の負担を軽減することによって養育環境の向上を図ることを目的として、現在、5校の特別支援学校等にて、はまっ子ふれあいスクールを開設しています（本郷特別支援学校・盲特別支援学校・県立金沢養護学校・ろう特別支援学校・港南台ひの特別支援学校）。 はまっ子ふれあいスクールでは、医療ケアを行うスタッフを配置していないことや、個別対応のため多くのスタッフの確保が必要となるため、利用可能な人数と回数に限りがあります。特別支援学校におけるはまっ子ふれあいスクールの新規開設については、子どもたちや保護者・学校からの要望、活動場所の確保、地域における支援・協力体制などを見極めながら、安全に活動できるかどうか等、課題を踏まえううえで判断していきます。
27	1月15日	重度の知的障害と、自閉症も重度の息子の症状 特別支援学校卒業後の進路先がとても心配です。現在でも通所先が足りないと聞いているが、その現実にはしっかり対応して欲しい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
28	1月19日	地域生活への移行について、ある程度の数値目標を立てることは必然かと思うが、高齢化により心身機能が低下した障害者にとって、24時間一環して切れ目のないサービスを受けることが出来る入所施設がふさわしいのではないかと。	高齢化により心身機能が低下しても、住み慣れた場所に住み続けられることが基本であると考えますが、一方で入所施設での支援が必要な人に、必要な支援が届くことも大切であると考えます。
29	1月19日	地域生活への移行について、障害者や家族などとよく話しあうなど強制的対応は取らず、障害当事者の自己決定権を尊重してほしい。	施設入所者等の地域生活移行は、本人の意向等を十分に踏まえて進めるべきものであると考えます。
30	1月19日	入所施設の耐震診断の実施等に対する、市の助成をお願いしたい。	平成24年度予算案に、耐震改修のための建設費・設計費を盛り込みました。
		真に入所施設を必要とする障害者はたくさんいる。入所施設への入所希望待機者数を把握してほしい。	例年、神奈川県調査には、区役所に寄せられた相談の範囲で把握した待機者数を報告しています。（平成23年10月1日現在605人）
		入所施設の新設・増設を切に希望する。	障害施設の入所者個別の状況をふまえて、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への地域移行を推進し、それに伴い、施設入所が必要な方が入所できるよう取り組んでいきます。
31	1月22日	身体の障がいをお持ちの方々が、安心して生活できるグループホームやケアホームの数が、非常に少ないと感じます。GH、CHをA型からB型へ移行した後の運営が厳しい為に、国制度で不十分な支援を、横浜市の施策で確立していただきたい。	横浜市では、障害者自立支援法に基づくグループホーム・ケアホームに対して横浜市独自の運営費の加算等の支援を行なっています。
		現在、居宅介護を利用しているが、B型への移行後の居宅介護の導入は経過期間中のみである。B型への移行後の将来への不安要素が多い為に、国制度で不十分な支援を、横浜市の施策で確立していただきたい。	ケアホームでのホームヘルパーの利用については、24年3月までの経過措置とされていましたが、この経過措置は延長されることになっています。
32	1月23日	養護学校へ通学している息子が就職できるようお願いいたします。	市内の就労支援センターを中心に、障害者の就労支援や、より安定して働き続けるための定着支援に引続き取り組みます。また、学校と就労支援センターとの連携についても本人の個別状況を踏まえて、適切に行います。
33	1月24日	地域活動支援センター作業所型について、障害者・家族の現状を把握し、必要な新規事業所はしっかり作ってほしい。	今後も特別支援学校卒業生等の進路先の確保に努めていきます。
34	1月25日	就労継続支援（B型）事業を、特別支援学校の新卒者が利用できなくなるような国に働きかけていただきたい。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
35	1月25日	今後の卒業生についても、就労継続支援B型事業所を利用出来るよう配慮いただきたい。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
36	1月25日	視覚障害という障害特性を重視し視覚障害者の生活を豊かにする為に、GHを各区1ヶ所以上作り、視覚障害者の高齢化や重度化に備えて、視覚障害者中心の特別養護老人ホームを建設して欲しい。	現時点では、横浜市として視覚障害者に特化したグループホームを整備する考えはありません。また、特別養護老人ホームは、障害の有無に関わらず、介護を必要とする方を対象とする入所施設のため、障害種別ごとに特別養護老人ホームを建設することは困難です。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
37	1月25日	今後も就労継続B型事業に新卒者の利用が可能となりますよう、ご検討ください。	就労経験や就労移行支援事業の利用がない人でも、就労継続支援（B型）を利用できるよう、機会をとらえて国へ働きかけます。
38	1月25日	全体的に、この「横浜市第3期障害福祉計画」策定の趣旨を、最近の法令改正（障害者基本法、障害者自立支援法、児童福祉法等）の動向や、「障害者の定義」を明示するなど、市民にわかりやすいように、より丁寧に文章で説明する必要がある。また、横浜市の障害者を取りまく現状、計画策定の基本的考え方や目標を示して、数値の見込量を示すべきであり、障害者の状況、特に発達障害児者の現状分析は必須である。	横浜市障害福祉計画は、本市の障害福祉サービスの見込量や目標数値を設定するものです。障害者を取りまく現状を参考資料に加えつつ、いただいたご意見を参考に「横浜市障害者プラン（第2期）改訂版」として一体的に実施していきます。また、障害者プラン（第2期）の中で「発達障害児・者の相談支援体制」を重点施策の一つとして位置づけ、取り組んでいます。今後とも発達障害に関する取組は重点施策として実施してまいります。
39	1月25日	Ⅱ. 4. 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項 (2)実施する事業の内容及び各年度における量の見込み ア 相談支援【発達障害者支援センター運営事業】の部分 ⇒ 見込量が「1か所」という記述のみである。 利用者数の見込量も入れるべき	現在、発達障害者支援センターを含む発達障害者全体に関わる相談体制の構築を進めており、今後、必要に応じて検討します。
40	1月25日	Ⅲ. 障害児の療育等の記載が全くないので「障害福祉サービス」の中に、「障害児通所支援サービス」などを入れるべきである。	次期障害者プランに盛り込むことを検討します。
		発達障害児の現状と障害福祉サービスの見込量も障害福祉計画の中で触れるべきである。 「障害児通所支援サービス」として、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等を含めた項目を立てるべきである。（特に横浜市の地域療育センター8カ所等の再編成されるサービス内容とその見込数は必須である。）	次期障害者プランに盛り込むことを検討します。
41	1月25日	最近は入所施設者の新規開所も無く施設入所を希望する待機者が右肩上がり増加している。施設に入所希望の方の層とケアホームに入居希望の方の層は全く異なっている。入所施設を増やして欲しい。	本人の意向等を踏まえながら、地域移行を進めることで既存の障害者支援施設の入所枠を活用していきます。 現時点では、障害者支援施設を整備する計画はありませんが、現状の把握に努めながら、その必要性について検討します。
42	1月25日	在宅生活を少しでも長く続けられるよう短期入所枠を増やす必要があると思われる為、横浜市全体の短期入所枠数と稼働率の現状を把握していただきたい。	短期入所については、どの施設でも利用率は高い状況にありますが、引き続き利用状況等については把握に努めてまいります。
		行動障害のある利用者を短期入所で受け入れるため、夜間時の職員複数配置加算等の対応をしてほしい。	行動障害のある方など特別な職員配置が必要な場合の加算について検討します。
43	1月25日	今の計画素案ではグループホームの設置計画数は不足していると思います。少なくとも毎年50カ所のグループホームの設置が必要だと思います。障害のある人たちの希望に基づいて、グループホームで暮らしたい人にはグループホームを、入所施設に入りたい人は入所施設を、一人で暮らしたい人には一人で暮らせるような施策をすすめる計画でなければならない。	障害者グループホーム・ケアホームの新規設置については、毎年度、設置を希望する法人等からヒアリングを行い、予算の範囲内において、障害の種別を問わず適正な運営の実施が見込まれる法人等に対し、承認をしています。今後とも、障害福祉計画に基づき、必要となる障害者グループホーム・ケアホームの設置を推進していきます。また、障害のある方の住まいについても検討していきます。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
44	1月25日	<p>施設でないに対応できないと思われる障がい者は数多く、地方の施設も当面は地域移行が可能だが、何年かして地域に移ることのできる方々が移ってしまった後は、ケアホーム等での生活が難しい方の今後のことについて議論になると思います。</p> <p>その点で横浜市は既に地方の入所施設の将来の状況にあると思われるので、横浜方式の施設のあり方を国に提示すべきであると考えます。地域移行で一律に障がいのある方がケアホームに住まなければならないのは、逆差別。入所施設があり、ケアホームがありそれぞれの方のその時のステージで選択ができるべき。入所施設の環境・支援が必要な方をケアホームに当てはめるのは本人にとっても支援者にとっても無理がある。</p>	<p>本人の意向等を踏まえながら、地域移行を進めることで既存の障害者支援施設の入所枠を活用していきます。現時点では、障害者支援施設を整備する計画はありませんが、現状の把握に努めながら、その必要性について検討します。</p>
45	1月25日	<p>これまで障害福祉計画では、毎年40カ所（200人）ずつ入居者数が増えるという計画が立てられており、第3期計画素案についても、同じく毎年200人ずつ、3年間で120カ所（600人）の入居者数が増えていく計画となっています。以前行った「入所施設待機者調査」によれば、入所施設待機者数はグループホームがあれば半分程度は解消できるという結果が出ています。</p> <p>また、入所施設待機者の数には含まれていない在宅の人たちの中には、親も高齢化していて切迫した状況にありながら「どうしていいかわからない」と声を出せていない人たちも多くいるものと予想されます。グループホームの入居を希望している声を出せていない人たちも多くいることを忘れてはいけません。</p>	<p>障害者グループホーム・ケアホームについては、障害福祉計画に基づいて、必要となる箇所数の設置を推進していきます。今後の計画の策定においては、現状を踏まえ、どのようなニーズがあるのか十分に検証を行いながら、必要となる内容等を検討していきます。</p>
46	1月25日	<p>施設入所者に「地域生活」の様子を伝える役割の人を施設内に置き、地域の「地域移行支援」事業と連携して移行を図る必要がある。また、施設入所者を対象に「地域での暮らしを希望すること」に対するアンケート調査を行い、実態を把握すべきである。</p>	<p>障害者支援施設からの地域移行にあたり、本人の意向確認や地域生活に関する情報提供は、それぞれの障害者支援施設の役割であると考えます。施設入所者の地域生活移行については、現状の把握に努め、また、ご本人の意向等を十分に踏まえつつ、適切に進めていきます。</p>
		<p>入所施設と地域の事業所が一緒に地域移行に取組、横浜市として必要なグループホーム数の設置をすすめられるような計画にしてほしい。</p>	<p>障害者グループホーム・ケアホームについては、障害福祉計画に基づき、必要となる箇所数の設置を推進しています。今後も、入所施設をはじめ、障害者支援に関わる地域の運営法人等とともに、地域移行への取り組みを続けていきます。</p>
47	1月25日	<p>機能強化型活動ホームの建て替えについて、老朽化等に対応するために計画の中に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>機能強化型地域活動ホームに限らず、社会福祉施設の老朽化については、早急に取り組みすべき課題として認識しています。</p> <p>近年の厳しい財政状況を踏まえつつ、継続して実行可能な計画を立案するために、平成24年度以降、現時点での建物や運営の状況を調査する予定です。</p>
48	1月25日	<p>特別支援学校卒業後など、進路先がなく、在宅となる人が出ないように十分な数をつくる計画にしてください。</p> <p>地域活動センター作業所型の新設について、特別支援学校卒業後の進路先の確保という観点からも、計画的に作業所型の整備をおこなう仕組みを作って欲しい。</p>	<p>特別支援学校卒業生等の進路先の確保に引き続き努めていきます。</p>

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
49	1月25日	相談支援事業所が入居者のケアマネジメントをおこない、サービス利用計画をつくり、その計画に基づいて事業所間で連携し、複数の事業所が個別支援会議を開いて個別支援計画をつくるしくみにすることが重要です。	法の趣旨の通りに事業が展開されるように努めてまいります。
		サービス利用計画の中立性の確保や異なる視点から見ることの大切さという意味から、相談支援事業所は、その人がサービス提供を受けている同一法人ではなく、別の法人とすべきであると考えます。	現在示されている国の考え方においては、相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合について、中立性の確保や異なる視点での検討を目的に、モニタリングを別の相談支援専門員が行うことを求めています。本市としても、事業所に研修等を通じて中立性の確保等を求めています。
		相談支援事業について法人の中でも独立性をもたせるよう、横浜市が指導的な役割を果たすことが必要だと思えます。	指定事業所申請時の面接や研修等を通じて、当事者の目線に立った事業を展開するように指導してまいります。
		相談支援員の質をあげるために横浜市として研修に取り組む必要がある	現在、本市において障害者相談支援従事者研修を行っておりますが、より内容の充実した研修を実施し、相談員の質の向上に努めてまいります。
		相談支援事業を充実し、自立支援協議会も機能するように進んでいただきたい。	今後も市域及び区域における相談支援体制及び自立支援協議会の充実に努めてまいります。
50	1月25日	相談事業所の数が足りないと思われる為、機能強化型活動ホームへの相談支援事業の拡充をお願いしたい。	本市では、相談支援事業を各区の法人型地域活動ホームに委託し、区とともに地域での相談支援体制の中核を担う機関を整備しています。今後も区と委託相談支援事業者を中心とした、各区の相談支援体制の強化を推進してまいります。
51	1月25日	横浜市独自の制度やインフォーマルな制度を利用している人も計画相談支援の対象としていただきたい	計画相談支援の対象とすることはできませんが、今後も相談支援体制の充実に図ってまいります。
52	1月25日	委託相談支援、計画相談支援を行う相談員は所属している法人から一定独立している必要があると思われる為に、同一法人の相談員が作成するサービス利用計画の件数や割合を制限したり、相談事業所として成り立つような経営をつくる方策を行っていただきたい。	法改正に伴う対応については、国の動向を見守ってまいります。 なお、今のところ財政援助等を行い事業所の経営を支援する予定はありません。
53	1月25日	障害福祉計画では、地域活動支援センターについてなぜ作業所型のみしか計上されないのか。	地域活動支援センターの数値には、精神作業所型の数字が含まれています。
		地域活動支援センターが、毎年200人分の増で本当に足りるのか？再検討をお願いしたい。	特別支援学校卒業生等の進路先等の確保に努めていきます。
54	1月25日	各区で自立支援協議会等で、新卒者及び在宅の方がどのくらいいるか、その方々を受け入れるためには、区内にどのような施設が必要か、区内の各法人や運営委員会で、どのように作っていくか検討し予算化すべきである。	新卒者等の通所先の確保の方策について、いただいたご意見を参考に今後検討してまいります。
55	1月25日	障害者プランの見直しと意見募集をお願いしたい。	今後、障害者プラン（第3期）策定に向けて、市民意見募集等を実施してまいります。

No	日付	ご意見（概要）	ご意見に対する 横浜市の対応・考え方
56	1月25日	グループホームの設置を促進することで、待機者は半数に減らすことができると思います。グループホームをつくってください。	今後も障害者福祉計画に基づきグループホームの支援を続けていきます。
57	1月25日	希望する人たちがグループホームに入居でき、安心して生活できるように、グループホーム設置を推進してください。	今後も障害者福祉計画に基づきグループホームの支援を続けていきます。
58	1月25日	障害者が豊かな生活を送るためには、ひとりひとりについてケアマネジメントが必要です。必要な方全員がきちんとしたサービス利用計画をたてられるようにしてください。	法の趣旨の通りに事業が展開されるように努めてまいります。
59	1月25日	障害者のケアマネジメントは中立性をもって行えるようにしてください。	現在示されている国の考え方においては、相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合について、中立性の確保や異なる視点での検討を目的に、モニタリングを別の相談支援専門員が行うことを求めています。本市としても、事業所に研修等を通じて中立性の確保等を求めています。
60	1月25日	入所施設や病院側と地域移行支援者が、地域移行支援事業に対し共通理解をもっていなければならないが地域生活移行支援事業を展開するに当たり、施設、病院への説明をどのように行うのか。	精神科病院については、既に行われている地域移行・地域定着事業によって一定の理解は進んでおり、入所施設についてもグループホームへの移行などを通じて地域移行の取り組みについて認識されているものと思われます。今後も、本市として施設等へ地域移行地域定着の意義を伝えています。
61	1月25日	県外施設に入所している方への地域移行支援についても地域の相談機関と連携を取るなど丁寧に配慮しながらすすめるべき。	県外施設入所者の地域生活への移行については、ご本人状況等を踏まえつつ、関係機関、事業所が連携して行います。
62	1月25日	地域移行支援事業には、個別給付が始まるまで、多くの労力を必要とするために、事業者に対する補助金が必要だ。	地域移行地域定着の個別給付を事業として行う場合は、給付費で対応してください。
63	1月25日	地域定着支援事業の26年度の見込量について、知的障害者の自立生活アシスタント登録者も見込み量に入れるべきではないか。 また、地域移行で施設や病院から地域で暮らし始める方、家族の高齢化で一人暮らしを始める方を想定すれば、見込み量はかなり増えることになるのではないかと。現実的な見込量を設定してください。	知的障害者の自立生活アシスタントの登録者も合わせて見込み量に含めてまいります。 新しい地域移行地域定着の個別給付を行う事業者やその利用者見込みについては、動向などを含めて検討します。
64	1月25日	相談員の増員計画やスキルアップ等の促進案を掲示していただきたい。 障害の軽重にかかわらず地域で暮らしていくことを望む障害者とどのように支えていくのか見える計画にして欲しい。	現在、本市において障害者相談支援従事者研修を行っておりますが、より内容の充実した研修を実施し、相談員の質の向上に努めてまいります。